

毎月勤労統計の再集計値等に基づく 雇用保険の追加給付について

貸金日額の上限額・下限額等の変更について

雇用保険給付の額計算と毎月勤労統計の今般の事案で影響が出る範囲

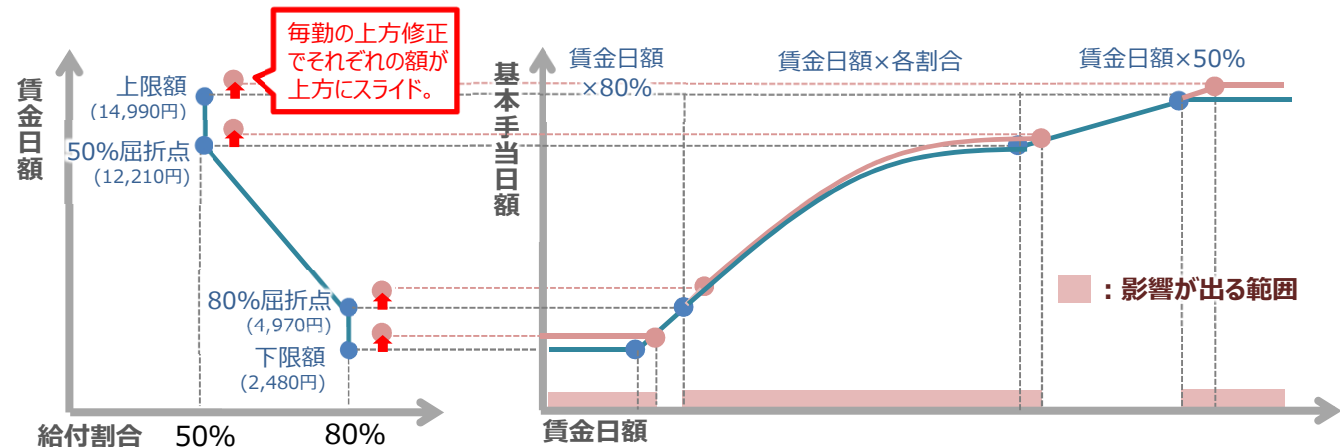
- 雇用保険給付の額計算で、賃金日額を活用しているものは、主に次の2通りのパターンがある。
 - 求職者給付(基本手当) : **賃金日額** × 給付割合 (**賃金日額に応じ**, 50%~80%) を所定給付日数の範囲で支給
 - 育児休業給付 : **賃金日額** × 給付割合 (休業開始後6か月67%、それ以降は50%) を休業期間に支給
- ※ 「賃金日額」は、離職前(休業前)6か月の賃金の総額を180で割ることによって算出。
- **賃金日額の上限・下限、適用される給付割合の屈折点**は、法改正の際に、賃金構造基本調査のデータに基づき法律に規定。
(直近では、平成29年改正、平成23年改正)
その上で、**毎月勤労統計の労働者の平均定期給与額の変化率(前々年度⇒前年度)**を用いてスライド(雇用保険法第18条)

基本手当の額決定と変更の影響

《同様に影響が出る主な給付》

- ① 基本手当(延長給付、傷病手当含む)
- ② 高年齢求職者給付、特例一時金
- ③ 再就職手当等の就業促進給付
- ④ 教育訓練支援給付金 等

※ 右図の上限額、屈折点、下限額の括弧内の額は参考値として、現行(H30.8~)の額を記載。
(上限額、50%屈折点は30歳~44歳のもの)



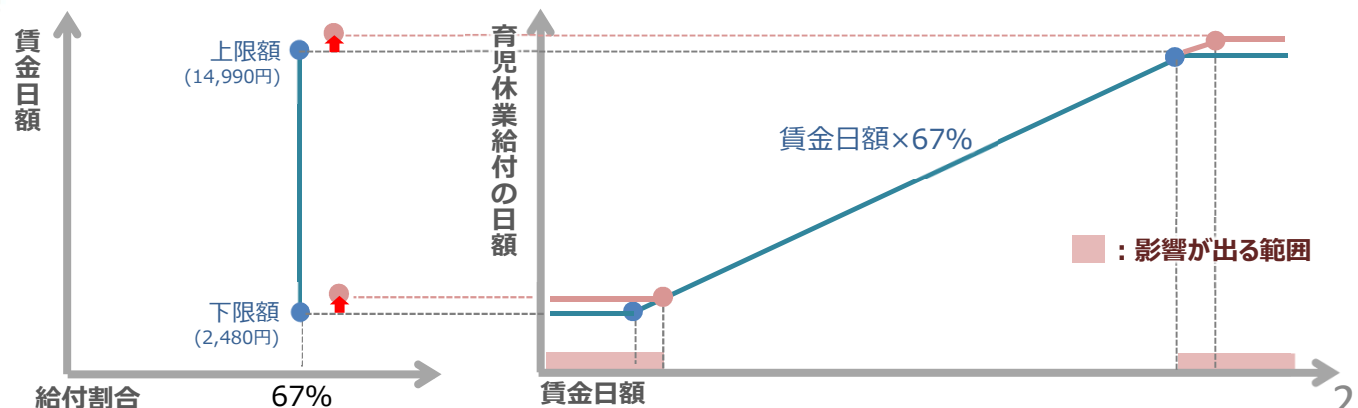
育児休業給付の額決定と変更の影響

《同様に影響が出る主な給付》

- ① 育児休業給付
- ② 介護休業給付
- ③ 高年齢雇用継続給付

※ 右図は育児休業給付の給付割合が67%の期間(休業開始後6か月)のみ図示。

※ 右図の上限額、下限額の括弧内の額は参考値として、現行(H30.8~)の額を記載。
(上限額は30歳~44歳のもの)



報道発表資料(H31.1.11)からの抜粋

－毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて－

※下線は雇用保険課において付したものの

2. 確認された事実

(2) 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

「500人以上規模の事業所」については、他の道府県では全数調査ですが、東京都のみ抽出調査が行われたため、東京都と他の道府県が異なる抽出率(※1)となっていました。

一方、毎月勤労統計調査の平成29年までの集計は、同一産業・同一規模では全国均一の抽出率という前提で行われており、前述の異なる抽出率の復元(※2)が行われない集計となっていました。このため東京都分の復元が行われていませんでした。

なお、東京都における「499人以下規模の事業所」等についても平成21年から平成29年までについて、一部に、異なる抽出率の復元が行われない集計となっていました。

これらの結果、平成16年から平成29年までの調査分の「きまって支給する給与」等の金額が、低めになっているという影響がありました。

※1 抽出率とは、母集団に占める調査対象事業所の割合。

※2 復元とは、抽出調査を行った際に行うべき統計的処理で、母集団の調査結果として扱うための計算。

(注)なお、平成30年1月以降の調査分の集計については、復元されています。

4. 今後の対応について

(1) 公表値において行うべき復元を行っていなかった平成16年から平成29年までの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する平成24年以降について復元して「再集計値」として公表します(平成24年から平成30年10月までの、「きまって支給する給与」の「再集計値」の金額については、別添1のとおりです。)

「きまって支給する給与」の「再集計値」は、本来の全数調査という方法に基づくものではありませんが、実際の調査において採用した抽出率に基づいて復元しているため、統計処理的にはより有効な母集団推計によるものです。

「きまって支給する給与」の「再集計値」の公表値とのかい離は金額ベースでは平均で0.6%でした。

時系列比較の観点から、これまでの公表値についても、今後も引き続き提供してまいります。

なお、以上の取扱いについては総務大臣から報告を求められており、1月17日の統計委員会に報告する予定です。

(3) 今般の事案に伴い、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となったことを踏まえ、「きまって支給する給与」に関して、毎月勤労統計調査を基礎として加工し、「給付のための推計値」を作成しましたので、別添2のとおり併せて公表します(「給付のための推計値」は「きまって支給する給与」に限ったものであり、雇用及び労働時間は推計していません。)。「給付のための推計値」の計算方法は、以下の通りです。

統計的処理の方法(復元の有無)の差により生じていると考えられるかい離幅を、かい離が生じた平成16年の公表値に機械的に加えるという考え方に基づき、遡り試算が可能な平成24年から平成29年までの「再集計値」と公表値のかい離幅の平均(0.6%)を平成16年の公表値に加え、それ以降の平成17年から平成25年3月までの期間は公表値の伸び率に合わせて推計しました。

報道発表資料(H31.1.11)からの抜粋

－雇用保険、労災保険等の追加給付について－

1 追加給付の対象となる可能性がある方

(1)雇用保険関係(別紙1参照)

- ・「基本手当」、「再就職手当」、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」などの雇用保険給付を平成16年8月以降に受給された方
- ・雇用保険と同様又は類似の計算により給付額を決めている「政府職員失業者退職手当」(国家公務員退職手当法)、「就職促進手当」(労働施策総合推進法)

(2)労災保険関係(別紙2参照)

- ・「傷病(補償)年金」、「障害(補償)年金」、「遺族(補償)年金」、「休業(補償)給付」などの労災保険給付や特別支給金等を平成16年7月以降に受給された方

(3)船員保険関係(別紙3参照)

- ・船員保険制度の「障害年金」、「遺族年金」などの船員保険給付を平成16年8月以降に受給された方

(4)事業主向け助成金

- ・「雇用調整助成金」の支給決定の対象となった休業等期間の初日が平成16年8月から平成23年7月の間であったか、平成26年8月以降であった事業主等

3 基本的対応方針

- 国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します(現在受給されている皆様にも対応します)。
追加給付が必要な方には、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
本来の額よりも多くなっていた方には、返還は求めないこととします。

(参考)別紙1(雇用保険の給付に関する対応方針)より抜粋

- …各年の変化率が、毎月勤労統計の再集計値等の算出の結果、上方修正された場合、追加給付が必要となります。追加給付が必要となるかどうかは、受給時の実際の賃金日額にもよりますが、平成16年8月以降に次の給付を受けた方は対象となり得ます。

基本手当(個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付、傷病手当を含む)、特例一時金、高年齢求職者給付、再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練支援給付金

- 一つの受給期間を通じて一人当たりの追加給付額は平均約1,400円程度と推計しています。

※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は給付の種類などによって異なります。

報道発表資料(H31.1.18)からの抜粋

－平成31年度厚生労働省予算案の変更について－

	雇用保険 (労働特会雇用勘定)	労災保険 (労働特会労災勘定)	船員保険 (労働特会労災勘定)	事業主向け助成金 (労働特会雇用勘定)	合 計
合計	約472億円	約264億円	約18億円	約41億円	約795億円
追加給付費	約276億円 一人平均約1,400円	約241億円 (年金給付)一人平均約9万円 (休業補償)一人平均約300円/月	約16億円 一人平均約15万円	約31億円	約564億円
うち 国庫負担	約6億円	—	—	—	約6億円
加算額	約20億円	約14億円	約1億円	約2億円	約37億円
うち 国庫負担	約0.4億円	—	—	—	約0.4億円
事務費	約177億円 (うちH31:約85億)	約9億円 (うちH31:約6億円)	約0.3億円 (うちH31:約0.3億円)	約9億円 (うちH31:約5億円)	約195億円 (うちH31:約96億円)
対象人数・ 件数	延べ約1,942万人	年金給付:延べ約27万人 休業補償:延べ約45万人	約1万人	延べ約30万件	保険給付:延べ約2,015万人 助成金:延べ約30万件

〔計数は精査中〕

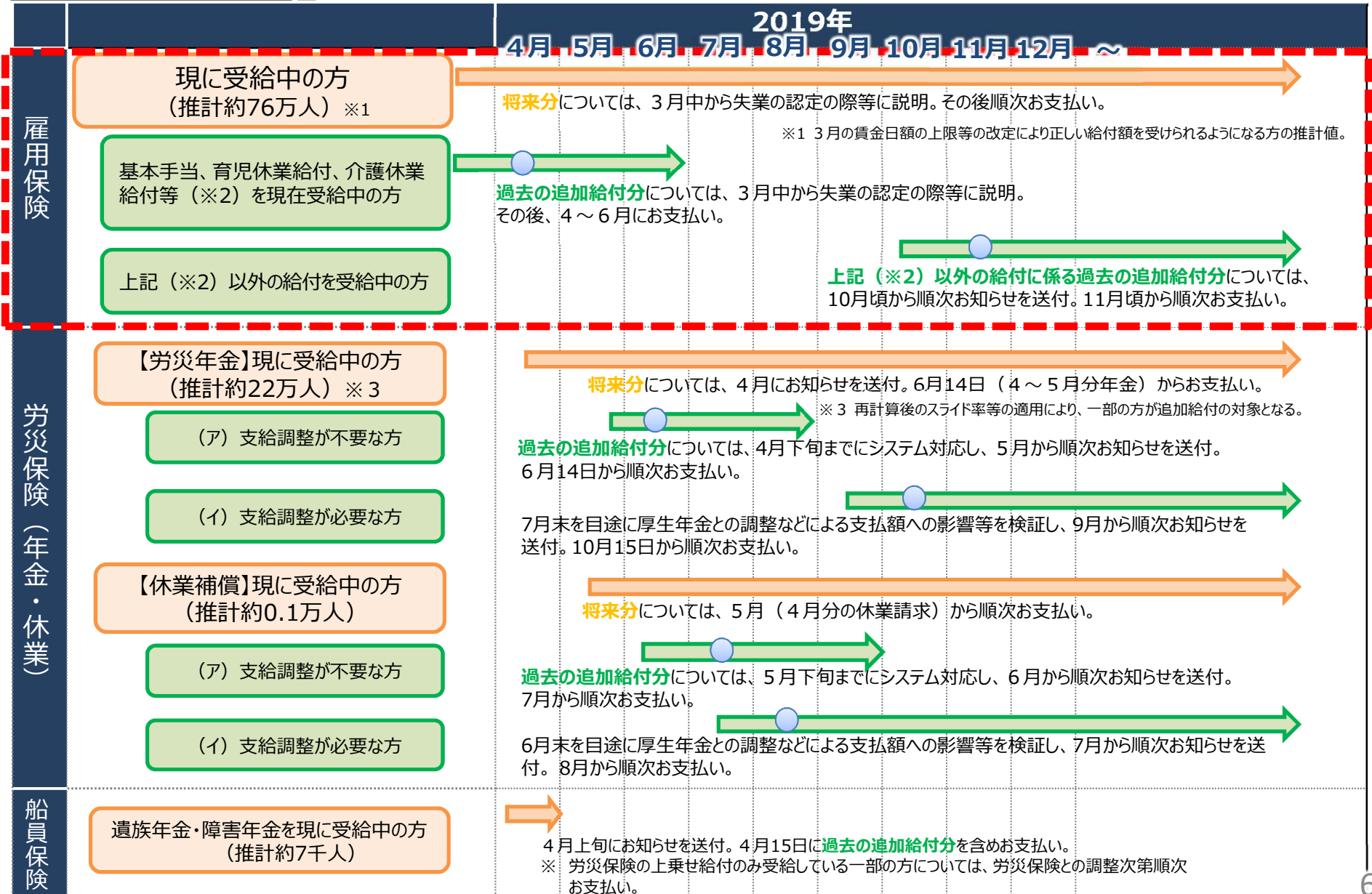
- ※ 加算額は、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するもの。
- ※ 追加給付費及び加算額は、万全の対応を期すため、平成31年度予算案に全額計上。事務費は、平成31年度所要額を平成31年度予算案に計上し、不足する場合には予備費の活用等を検討。
- ※ 事務費については、必要額を精査した上、既定の事務費等の節減により財源を捻出。

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール（H31.2.4 報道発表資料より抜粋）

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

現に給付を受けている方

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。



過去に給付を受けていた方

2019年

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

雇用保険

育児休業給付
(システムの台帳で情報を保管している方)
<推計延べ約12万人>

(H16.8以降)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

育児休業給付 以外
<推計延べ約1,854万人>
(※2)

住所の電子データ
あり(※1)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

※1 ハローワークで持つ求職者情報等も活用して住所データを収集。

住所の電子
データなし

システム対応し、住基データの住所情報を把握した上で現住所を特定し、10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

※2 システムの別領域からシステムの台帳への移管を順次行う必要があるデータ(推計延べ約1,083万人)を含む(システムへの負荷に考慮が必要)。

労災保険

【労災年金】受給されていた方
(推計延べ約17万人)

住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に9月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、10月頃から順次お支払い。

【休業補償】システムの台帳で情報を保管している方(推計延べ約35万人)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、9月頃から順次お支払い。

【休業補償】システムの別領域で情報を保管している方(推計延べ約10万人)

システムの台帳にデータを復旧後、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に11月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、12月頃から順次お支払い。

船員保険

遺族年金・障害年金を受給されていた方
(推計約3.5千人)

4月以降、住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、6月から順次お支払い。

※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。

雇用保険の追加給付に関する雇用保険法施行規則等の整備について（案）

1. 主な改正内容

雇用保険法施行規則及び自動変更対象額等に係る厚生労働大臣告示について、次の規定の整備を行う。

- ① 「再集計値」及び「給付のための推計値」に基づき算出する賃金日額の上限額・下限額等の変更
 - 平成16年8月からの各年の雇用保険の賃金日額の上限額等については、毎年8月、毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の変化率を基に、具体的なスライド後の額（自動変更対象額）を厚生労働大臣が告示。
毎月勤労統計の不適切な取扱いにより算出され、公表されている「きまって支給する給与」を算定の基礎として上限額・下限額等を告示していた平成16年8月からの各年の上限額・下限額等を定める告示について、「再集計値」及び「給付のための推計値」に基づき算出された上限額・下限額等（算出された各年の上限額・下限額等は参考参照）が適用されるよう法令上の手当を行う。
- ② 追加給付額を現在価値に見合う金額とする加算額の算定規定
 - 過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」が現在価値に見合う金額となるよう、追加給付の額に一定の率を乗じた額を加算する旨を規定する。

2. 施行日・適用日

追加給付に関する工程表を踏まえ、次の施行日・適用日を規定する。

- 現に給付を受けている方については、3月18日から、将来分について適正な額でお支払い。【①関係】
現に給付を受けている方の受給中の給付の過去分については
 - ・ 基本手当、育児休業給付、介護休業給付等については4月中に施行し、順次お支払いを開始。
 - ・ これら以外の給付については、11月中に施行し、順次お支払いを開始。【①・②関係】
- 過去に給付を受けていた方の追加給付については、11月中に施行し、順次お支払いを開始。【①・②関係】

住所登録フォーム・簡易計算ツールの創設について（御報告）

追加給付に係る住所情報等 登録フォームについて

- 追加給付の対象となる可能性がある方で、別段のお知らせのお届け先の希望がある方等については、これまでもコールセンターで住所情報をお伺いしており、今後の追加給付業務に活用していくこととしております。
 - あわせて、海外在住の方はコールセンターの活用が難しいこと等も踏まえて、今後、現在の連絡先を特定できない可能性がある一部の方 ※については、厚生労働省ホームページに「追加給付に係る住所情報等 登録フォーム」を創設いたします（3月18日に開設予定）。この登録フォームでは、①氏名（漢字及びカナ氏名）、②生年月日、③性別、④住所等を入力していただくこととしております。
- ※
1. 2010年10月4日以前に氏名変更があった方
 2. 住民票記載の住所と異なる場所に一時的に滞在されている方
 3. 海外転出届を市町村に提出していることにより住民票が除票されている方
 4. ご家族が雇用保険等を受給中または受給終了後になくなられた場合のご遺族

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 統計への信頼回復に全力を尽くします 雇用保険や労災保険等の追加給付に向けた準備を急ぎます

統計への信頼回復に全力を尽くします 雇用保険や労災保険等の追加給付に向けた準備を急ぎます

厚生労働省

[雇用保険や労災保険等の追加給付・ご相談についてはこちら→](#)

※一部の方々等については、お知らせがお手元に届かない可能性があります。下記に当てはまる方々については、円滑な支給のため、以下のフォームによる必要事項のご記入・ご登録にご協力ください。

「留意事項（郵送でのお知らせについて）」

1. 海外転出届を市町村に提出していることにより住民票が除票されている方
2. 住民票記載の住所と異なる場所に一時的に滞在されている方
3. 2010年10月4日以前に氏名変更があった方
4. ご家族が雇用保険を受給中または受給終了後になくなられた場合のご遺族(注)

追加給付に係る住所情報等 登録フォーム

追加給付に係る住所情報等 登録フォーム

内容記入に当たっての留意点

1. 以下の全ての項目について、ご記載ください。
2. 最大文字数は2000文字です。文字化けを防ぐために、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
3. セキュリティの問題等からファイルの添付はできません。

漢字氏名(受給者の現在の氏名) (例: 雇用 太郎) 外国人の場合はローマ字全角で入力してください。	
カナ氏名(受給者の現在の氏名) (例: コヨウ タロウ) 外国人の方もご入力ください。	
	<input type="radio"/> 受給時から氏名変更のある方 <input type="radio"/> 受給時から氏名変更のない方
性別	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
保険種別	<input type="text"/>
居住地	<input checked="" type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> 日本以外
(日本にお住まいの方は以下にご入力ください) 必須	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 住所検索
郵便番号	<input type="text"/>
都道府県	<input type="text"/>
市区町村	<input type="text"/>
町名番地	<input type="text"/>
ビル建物名	<input type="text"/>
	<input type="radio"/> フォーム入力者が御本人の場合 <input type="radio"/> フォーム入力者が御遺族の場合

内容確認

保険種別（雇用、労災、船保）を選択

追加給付（基本手当）の簡易計算ツールについて

- 雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな目安額を算出する簡易計算ツールを厚労省ホームページに創設します。
(3月18日に開設予定)

※同サイトでは、国民の皆様にとって広く活用しやすくする観点から、簡便な情報の入力で大まかな目安額の計算できるようにしていますが、より詳細に額を計算したい方に向けて、あわせて、失業等給付の追加給付の「簡易計算ツール（詳細版）」を公表する予定です。

(活用例) 雇用保険の基本手当（失業手当）を受給した当時（平成29年1月頃）50歳だった方で、離職前6か月の平均的な月収が約25万円であった方の場合

手順1 / 3 基本手当を受給を開始した当時の年齢を下の表から一つ選んでください。

~29歳 30歳~44歳 **45歳~59歳** 60歳~64歳

Click!

手順2 / 3 離職前6か月の平均的な月収を下の表から一つ選んでください。

10万円未満	10万円以上15万円未満
15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満
25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満
35万円以上40万円未満	40万円以上

Click-!

手順3 / 3 基本手当を受給を開始した時期を下の表から一つ選んでください。

平成16年8月~平成17年7月	平成17年8月~平成18年7月	平成18年8月~平成19年7月
平成19年8月~平成20年7月	平成20年8月~平成21年7月	平成21年8月~平成22年7月
平成22年8月~平成23年7月	平成23年8月~平成24年7月	平成24年8月~平成25年7月
平成25年8月~平成26年7月	平成26年8月~平成27年7月	平成27年8月~平成28年7月
平成28年8月~平成29年7月	平成29年8月~平成30年7月	平成30年8月~

Click-!

追加給付額 簡易計算結果

追加給付見込み額
(1日あたりの追加給付額)

最小7円 ~ 最大11円

- ・上記の額に給付日数（実際に基本手当を受給した日数）を掛けた金額が、あなたが受け取る追加給付の見込み額（合計）となります。
例：最小0円~最大15円 給付日数100日の場合
⇒ 最小0円~最大1,500円が追加給付の見込み額（合計）
- ・上記の追加給付見込み額はあくまで目安です。細かな賃金の条件など、各個人の詳細な状況によって、実際の追加給付額は異なりますので、ご注意ください。
より詳細に追加給付見込み額や、その他の給付に係る追加給付見込み額を確認したい方は、[簡易計算ツール（詳細版）](#)をご利用ください
- ・正式な追加給付額については、対象となる方を特定した上で、随時お知らせします。追加給付のスケジュールについては、[こちらをご参照ください](#)。

・ 詳細な追加給付見込み額や
・ 基本手当以外の給付に係る追加給付見込み額
の確認のため、簡易計算ツール（詳細版）を作成。

參考資料

(参考) 毎月勤労統計の再集計値等の算出に伴う賃金日額の上限額等への影響

2004年8月～2005年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,990円	13,010円	20円	14,430円	14,450円	20円	15,870円	15,900円	30円	15,370円	15,400円	30円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	12,060円	12,080円	20円	12,060円	12,080円	20円	12,060円	12,080円	20円	10,810円	10,830円	20円
}												
賃金日額80%屈折点	4,160円	4,160円	0円	4,160円	4,160円	0円	4,160円	4,160円	0円	4,160円	4,160円	0円
}												
賃金日額下限額	2,110円	2,110円	0円	2,110円	2,110円	0円	2,110円	2,110円	0円	2,110円	2,110円	0円
}												
参考：内職減額控除額	1,369円	1,371円	2円	1,369円	1,371円	2円	1,369円	1,371円	2円	1,369円	1,371円	2円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	346,224円	346,760円	536円

2005年8月～2006年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,740円	12,820円	80円	14,150円	14,230円	80円	15,560円	15,660円	100円	15,070円	15,170円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,830円	11,900円	70円	11,830円	11,900円	70円	11,830円	11,900円	70円	10,600円	10,670円	70円
}												
賃金日額80%屈折点	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円
}												
賃金日額下限額	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円
}												
参考：内職減額控除額	1,342円	1,351円	9円	1,342円	1,351円	9円	1,342円	1,351円	9円	1,342円	1,351円	9円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	339,484円	341,586円	2,102円

2006年8月～2007年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,790円	12,870円	80円	14,200円	14,280円	80円	15,620円	15,720円	100円	15,130円	15,230円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,870円	11,940円	70円	11,870円	11,940円	70円	11,870円	11,940円	70円	10,640円	10,710円	70円
}												
賃金日額80%屈折点	4,100円	4,120円	20円	4,100円	4,120円	20円	4,100円	4,120円	20円	4,100円	4,120円	20円
}												
賃金日額下限額	2,080円	2,090円	10円	2,080円	2,090円	10円	2,080円	2,090円	10円	2,080円	2,090円	10円
参考：内職減額控除額	1,347円	1,356円	9円	1,347円	1,356円	9円	1,347円	1,356円	9円	1,347円	1,356円	9円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	340,733円	342,868円	2,135円

2007年8月～2008年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,730円	12,810円	80円	14,140円	14,220円	80円	15,550円	15,650円	100円	15,060円	15,160円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,820円	11,890円	70円	11,820円	11,890円	70円	11,820円	11,890円	70円	10,590円	10,660円	70円
}												
賃金日額80%屈折点	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円	4,080円	4,100円	20円
}												
賃金日額下限額	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円	2,070円	2,080円	10円
参考：内職減額控除額	1,341円	1,350円	9円	1,341円	1,350円	9円	1,341円	1,350円	9円	1,341円	1,350円	9円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	339,235円	341,328円	2,093円

2008年8月～2009年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,660円	12,740円	80円	14,060円	14,140円	80円	15,460円	15,570円	110円	14,980円	15,080円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,750円	11,830円	80円	11,750円	11,830円	80円	11,750円	11,830円	80円	10,530円	10,600円	70円
}												
賃金日額80%屈折点	4,060円	4,080円	20円	4,060円	4,080円	20円	4,060円	4,080円	20円	4,060円	4,080円	20円
}												
賃金日額下限額	2,060円	2,070円	10円	2,060円	2,070円	10円	2,060円	2,070円	10円	2,060円	2,070円	10円
参考：内職減額控除額	1,334円	1,343円	9円	1,334円	1,343円	9円	1,334円	1,343円	9円	1,334円	1,343円	9円
参考：高齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	337,343円	339,482円	2,139円

2009年8月～2010年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,580円	12,660円	80円	13,980円	14,060円	80円	15,370円	15,480円	110円	14,890円	14,990円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,680円	11,760円	80円	11,680円	11,760円	80円	11,680円	11,760円	80円	10,470円	10,540円	70円
}												
賃金日額80%屈折点	4,040円	4,060円	20円	4,040円	4,060円	20円	4,040円	4,060円	20円	4,040円	4,060円	20円
}												
賃金日額下限額	2,050円	2,060円	10円	2,050円	2,060円	10円	2,050円	2,060円	10円	2,050円	2,060円	10円
参考：内職減額控除額	1,326円	1,335円	9円	1,326円	1,335円	9円	1,326円	1,335円	9円	1,326円	1,335円	9円
参考：高齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	335,316円	337,467円	2,151円

2010年8月～2011年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,290円	12,360円	70円	13,650円	13,730円	80円	15,010円	15,120円	110円	14,540円	14,640円	100円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,410円	11,490円	80円	11,410円	11,490円	80円	11,410円	11,490円	80円	10,230円	10,290円	60円
}												
賃金日額80%屈折点	3,950円	3,970円	20円	3,950円	3,970円	20円	3,950円	3,970円	20円	3,950円	3,970円	20円
}												
賃金日額下限額	2,000円	2,010円	10円	2,000円	2,010円	10円	2,000円	2,010円	10円	2,000円	2,010円	10円
}												
参考：内職減額控除額	1,295円	1,304円	9円	1,295円	1,304円	9円	1,295円	1,304円	9円	1,295円	1,304円	9円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	327,486円	329,592円	2,106円

2011年8月～2012年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,910円	12,910円	0円	14,340円	14,340円	0円	15,780円	15,780円	0円	15,060円	15,070円	10円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,770円	11,780円	10円	11,770円	11,780円	10円	11,770円	11,780円	10円	10,600円	10,600円	0円
}												
賃金日額80%屈折点	4,650円	4,650円	0円	4,650円	4,650円	0円	4,650円	4,650円	0円	4,650円	4,650円	0円
}												
賃金日額下限額	2,330円	2,330円	0円	2,330円	2,330円	0円	2,330円	2,330円	0円	2,330円	2,330円	0円
}												
参考：内職減額控除額	1,299円	1,299円	0円	1,299円	1,299円	0円	1,299円	1,299円	0円	1,299円	1,299円	0円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	344,209円	344,258円	49円

2012年8月～2013年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,880円	12,880円	0円	14,310円	14,310円	0円	15,740円	15,740円	0円	15,020円	15,030円	10円
）												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,740円	11,750円	10円	11,740円	11,750円	10円	11,740円	11,750円	10円	10,570円	10,570円	0円
）												
賃金日額80%屈折点	4,640円	4,640円	0円	4,640円	4,640円	0円	4,640円	4,640円	0円	4,640円	4,640円	0円
）												
賃金日額下限額	2,320円	2,320円	0円	2,320円	2,320円	0円	2,320円	2,320円	0円	2,320円	2,320円	0円
参考：内職減額控除額	1,296円	1,296円	0円	1,296円	1,296円	0円	1,296円	1,296円	0円	1,296円	1,296円	0円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	343,395円	343,424円	29円

2013年8月～2014年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,810円	12,810円	0円	14,230円	14,230円	0円	15,650円	15,650円	0円	14,940円	14,950円	10円
）												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,680円	11,690円	10円	11,680円	11,690円	10円	11,680円	11,690円	10円	10,510円	10,510円	0円
）												
賃金日額80%屈折点	4,610円	4,610円	0円	4,610円	4,610円	0円	4,610円	4,610円	0円	4,610円	4,610円	0円
）												
賃金日額下限額	2,310円	2,310円	0円	2,310円	2,310円	0円	2,310円	2,310円	0円	2,310円	2,310円	0円
参考：内職減額控除額	1,289円	1,289円	0円	1,289円	1,289円	0円	1,289円	1,289円	0円	1,289円	1,289円	0円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,538円	341,564円	26円

2014年8月～2015年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,780円	12,810円	30円	14,200円	14,220円	20円	15,610円	15,640円	30円	14,910円	14,940円	30円
）												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,650円	11,690円	40円	11,650円	11,690円	40円	11,650円	11,690円	40円	10,490円	10,510円	20円
）												
賃金日額80%屈折点	4,600円	4,610円	10円	4,600円	4,610円	10円	4,600円	4,610円	10円	4,600円	4,610円	10円
）												
賃金日額下限額	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円
）												
参考：内職減額控除額	1,286円	1,289円	3円	1,286円	1,289円	3円	1,286円	1,289円	3円	1,286円	1,289円	3円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	340,761円	341,440円	679円

2015年8月～2016年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,790円	12,830円	40円	14,210円	14,240円	30円	15,620円	15,660円	40円	14,920円	14,960円	40円
）												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,660円	11,710円	50円	11,660円	11,710円	50円	11,660円	11,710円	50円	10,500円	10,530円	30円
）												
賃金日額80%屈折点	4,600円	4,620円	20円	4,600円	4,620円	20円	4,600円	4,620円	20円	4,600円	4,620円	20円
）												
賃金日額下限額	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円	2,300円	2,310円	10円
）												
参考：内職減額控除額	1,287円	1,291円	4円	1,287円	1,291円	4円	1,287円	1,291円	4円	1,287円	1,291円	4円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,015円	341,979円	964円

2016年8月～2017年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	12,740円	12,760円	20円	14,150円	14,160円	10円	15,550円	15,570円	20円	14,860円	14,870円	10円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	11,610円	11,640円	30円	11,610円	11,640円	30円	11,610円	11,640円	30円	10,460円	10,470円	10円
}												
賃金日額80%屈折点	4,580円	4,590円	10円	4,580円	4,590円	10円	4,580円	4,590円	10円	4,580円	4,590円	10円
}												
賃金日額下限額	2,290円	2,300円	10円	2,290円	2,300円	10円	2,290円	2,300円	10円	2,290円	2,300円	10円
}												
参考：内職減額控除額	1,282円	1,284円	2円	1,282円	1,284円	2円	1,282円	1,284円	2円	1,282円	1,284円	2円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	339,560円	340,004円	444円

2017年8月～2018年7月

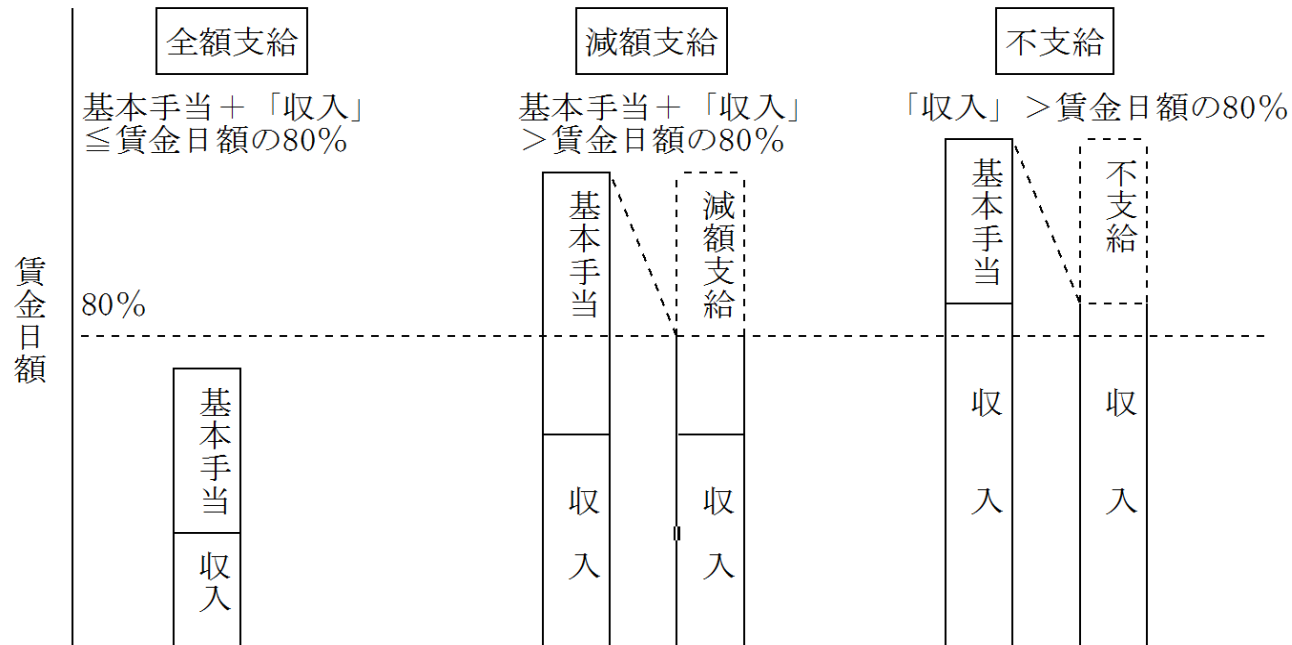
	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	13,420円	13,430円	10円	14,910円	14,920円	10円	16,410円	16,420円	10円	15,650円	15,660円	10円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	12,140円	12,150円	10円	12,140円	12,150円	10円	12,140円	12,150円	10円	10,920円	10,930円	10円
}												
賃金日額80%屈折点	4,940円	4,940円	0円	4,940円	4,940円	0円	4,940円	4,940円	0円	4,940円	4,940円	0円
}												
賃金日額下限額	2,470円	2,470円	0円	2,470円	2,470円	0円	2,470円	2,470円	0円	2,470円	2,470円	0円
}												
参考：内職減額控除額	1,287円	1,288円	1円	1,287円	1,288円	1円	1,287円	1,288円	1円	1,287円	1,288円	1円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	357,864円	358,096円	232円

2018年8月～2019年7月

	～29歳まで			30歳から44歳まで			45歳から59歳まで			60歳から64歳まで		
	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差	旧	新	(参考) 新旧の差
賃金日額上限額	13,500円	13,510円	10円	14,990円	15,010円	20円	16,500円	16,520円	20円	15,740円	15,750円	10円
}												
賃金日額 50%(45%)屈折点	12,210円	12,220円	10円	12,210円	12,220円	10円	12,210円	12,220円	10円	10,980円	10,990円	10円
}												
賃金日額80%屈折点	4,970円	4,970円	0円	4,970円	4,970円	0円	4,970円	4,970円	0円	4,970円	4,970円	0円
}												
賃金日額下限額	2,480円	2,480円	0円	2,480円	2,480円	0円	2,480円	2,480円	0円	2,480円	2,480円	0円
参考：内職減額控除額	1,294円	1,295円	1円	1,294円	1,295円	1円	1,294円	1,295円	1円	1,294円	1,295円	1円
参考：高年齢雇用継続給付 の支給限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	359,899円	360,169円	270円

(参考) 基本手当の内職減額について

- 失業期間中に、内職その他自己の労働によって収入を得ている場合、その収入額が一定限度を超えるとときは基本手当の減額を行うこととしている。(いわゆる「内職減額」)



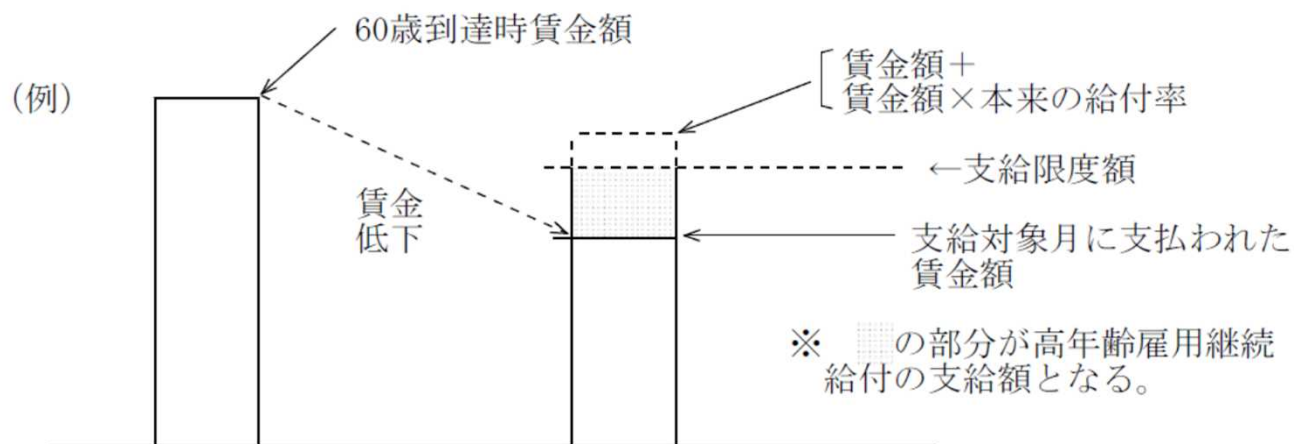
- (注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,294円 (平成30年8月～)
2 図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

「基本手当は、失業者の再就職を支援するための一時的な期間の生活保障であり、受給者の早期再就職の実現を重要な政策目的としていることから、受給者の再就職賃金より高い給付水準となることは不適切であり、その者の労働市場における再就職賃金の水準とバランスのとれた給付水準に設定される必要がある。このような考え方を踏まえ、基本手当の日額は、離職者の賃金日額に応じて最高八〇パーセントから最低五〇パーセントまでの範囲で定めることとされている。」

「失業の期間中に、職業に就いたのではないが、内職その他自己の労働(短時間就業等)によって収入を得ている場合に、それらの収入を考慮しないで基本手当の全額を支給することは、失業者の最低生活を支えるという基本手当の趣旨からみて適当でないため、その収入額が一定限度を超えるとときは基本手当の減額を行うこととしているものである。」

(参考) 高年齢雇用継続給付の支給限度額について

- 高年齢者雇用継続給付においては、支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されないこととしている。
- 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超える時は、
(支給限度額) - (支給対象月に支払われた賃金の額)
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



「高年齢雇用継続基本給付金には、基本手当と同様に上限額と下限額が設けられている。これは離職後に再就職することができずに基本手当を受給している者との均衡を考慮して、高年齢雇用継続基本給付金と賃金の合計額について、基本手当に準じて上限額が設けられているものである。」

「この上限額の設定の考え方は、高年齢雇用継続給付の給付率の算定の基礎となる賃金額について、基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額の上限額の基準額（受給資格に係る離職の日において三〇歳以上四五歳未満である受給資格者に係る賃金日額の上限額）を上限とし、これに基本手当の給付率の上限である八割を乗じた額に三〇を乗じたものである。」